

# 令和4年度 群馬県立中央中等教育学校 部活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的な参加により行い、個性の伸長、責任感、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成、心身の成長を図る。

## 2 具体的な指導方針

### (1) 目標の設定

- ①生徒個々の目標及び部としての目標を明確にする。
- ②目標達成のための方針や課題を顧問と生徒が共通理解をする。

### (2) 計画・時間

- ①顧問の指導のもと、生徒は練習計画を作成する。
- ②生徒及び顧問にとって過密なスケジュールにならないように配慮する。
- ③決められた時間内でできる効率のよい練習内容を工夫して作成する。

### (3) 練習内容・指導方法

- ①生徒の実態と目標達成に必要な練習内容を段階をふまえて行う。
- ②事故防止のためにも、それぞれの練習の目的を明確にし、必要に応じて説明してから行う。
- ③生徒一人一人が自己肯定感を高められるような活動の工夫を行う。

### (4) 生徒指導

- ①顧問は、生徒との信頼関係を大切にした効率的な部活動を行う。
- ②先輩と後輩、同級生同士などの人間関係を大切にした部活動運営を行う。
- ③礼儀や挨拶、言葉遣い、服装、感謝、謙虚さ等の社会性の伸張を大切にした部活動運営を行う。

### (5) 保護者との連携

通知等を通して、活動方針や練習計画、内容、協力してほしいこと（食事・生活習慣等）などについて理解を得るよう心がける。

### (6) その他

「適正な部活動の運営に関する方針」（群馬県教育委員会 H30.4.1）を原則とする。

## 3 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

#### ①前期課程

野球部、サッカー部、テニス部（男女）、バドミントン部、バレー部（女）、バスケットボール部（男女）、卓球部、陸上部、管弦楽部、科学部、文化部

#### ②後期課程

バスケットボール部（男女）、バドミントン部（男女）、陸上部、卓球部、サッカー部、テニス部（男女）、バレー部（女）、硬式野球部、管弦楽部、科学部、美術部、文化部（茶道、華道、百人一首）

### (2) 部活動の運営について

#### ①朝練習について

- ・生徒の健康状態に配慮するとともに、練習の目的を明確にして活動意欲を高めた練習が行えるように心がける。
- ・実施に際しては、学習や家庭生活等を配慮するとともに、保護者との連携を密にして実施するよう心がける。

## ②放課後の活動について

- ・合理的でかつ効果的・効率的に活動を行う。活動時間については生徒の発達段階を考慮し、原則として平日では2時間程度、学校休業日では3時間程度で活動を終える。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合には、生徒の健康管理に十分に配慮して休養時間を適切に設定し無理のないように活動する。

## ③1週間の中の休養日の設定について

### (ア) 前期課程

- 週に2日以上休養日を設ける。

### (イ) 後期課程

- 週に1日以上休養日を設ける。

\*前期課程と後期課程の合同部活動については、(ア)と(イ)を基準に生徒の健康や大会発表会等に配慮して運用する。

## ④長期休業中の部活動

### (ア) 前期課程

- 土・日曜日は休養日とする。なお、大会等により土日に活動する場合には、代替休養日を確保する。

### (イ) 後期課程

- 学期中の休養日の設定に準ずる。

\*前期課程と後期課程の合同部活動については、(ア)と(イ)を基準に生徒の健康や大会発表会等に配慮して運用する。

## 4 安全対策について

- (1) 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- (2) 生徒の健康状態を常に把握し、指導に当たる。
- (3) 事故等発生時には、応急処置・救急車要請・保護者や管理職への報告等、初期対応を的確に実施する。

## 5 経費について

- (1) 活動に当たる経費は生徒会費から補助する。
- (2) 各部においては部費を徴収する場合がある。ただし、集める場合には、必要最低限とし、金額は保護者の理解を得た上で決定する。その際には、帳簿を作成し年度末に会計報告をする。監査は、教頭及び保護者代表が行う。

## 6 その他

### (1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。ただし、顧問と外部指導者の役割を明確にし、練習計画等は顧問が作成する。

### (2) 部活動検討委員会について

適切な部活動を実施するため、学校職員、保護者関係者、地域関係者、識者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、当面は、学校評議員会を活用し兼ねることが出来る。